

副本

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国

準備書面(6)

令和3年6月7日

水戸地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告指定代理人	神 永 晓	
	牛 山 弦	
	森 田 大 輔	
	関 根 八 千 栄	
	林 孝 博	
	高 橋 裕	
	清 水 俊 幸	
	小 林 真 由 美	
	岩 崎 智 弥	
	飯 田 一 德	
	潮 田 洋 次	
	迎 雄 二	

第1 平成26年3月29日午後7時46分から間もない時点までにおいて、東日本センター所長を含む同所の職員に亡[ ] <sup>1</sup> を救急搬送しなかった注意義務違反（国賠法上の違法）があるとはいえないこと	4
1 はじめに	4
2 被告の反論	4
(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義について	4
(2) 関係法令の定め	5
(3) 被収容者の生活状況等	7
ア 生活状況について	7
イ 保安の状況について	9
ウ 救急搬送時の対応について	11
(4) 「適当な措置」（処遇規則30条1項）に係る東日本センター所長の裁量権の行使に裁量の逸脱濫用はなく、同所長が亡[ ] <sup>2</sup> を救急搬送すべき義務を負うことはないこと	12
ア 3月27日時点において、亡[ ] <sup>3</sup> の容体が急変する具体的な可能性があったと認識することはできなかったこと	12
イ 3月29日午後7時4分までの間の亡[ ] <sup>4</sup> の言動は、容態の変化をうかがわせるものではないこと	13
ウ 3月29日午後7時4分から午後7時46分から間もない時点までの亡[ ] <sup>5</sup> の言動は、救急搬送が必要な状態であることを示す事情ではないこと	15
エ 救急搬送の必要性があったとは認められない亡[ ] <sup>6</sup> について、東日本センター所長に救急搬送をする義務が生じることはないこと	16
(5) 結論	17

第2 亡■について、救命の高度の蓋然性があったとの原告の主張には理由が なく、「相当程度の可能性」を認めるに足りる救命可能性があったとも認めら れること	17
1 原告の主張	17
2 被告の反論	18
(1) 原告の主張①について	18
(2) 原告の主張②について	18
(3) 「相当程度の可能性」の侵害を認めるに足りる事情はないこと（主張の補 充）	20
第3 慶謝料の算定に当たって被害者の母国の経済的水準を考慮することが誤りで ある等の原告の主張に理由がないこと	21
1 原告の主張	21
2 被告の反論	21
(1) 原告の主張①及び③について	21
(2) 原告の主張②について	21
ア 原告の引用する裁判例等は、いずれも本件と事案を異にするものであり、 本件に適切でないこと	21
イ 本件と類似の事案においては、慶謝料額は大幅に減額されていること 	23
ウ 小括	24
(3) 仮に亡■に係る「相当程度の可能性」の侵害が認められたとしても、 その損害額は寡少なものと認定すべきであること	24

被告は、本準備書面において、原告の2021年（令和3年）3月31日付け第10準備書面（以下「原告第10準備書面」という。）及び同日付け原告第11準備書面（以下「原告第11準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論するとともに、従前の主張を補充し、ふえんする。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

**第1 平成26年3月29日午後7時46分から間もない時点までにおいて、東日本センター所長を含む同所の職員に亡■を救急搬送しなかった注意義務違反（国賠法上の違法）があるとはいえないこと**

## 1 はじめに

原告は、平成26年3月27日（以下、特記のない限り、日付は平成26年を指す。）及び同月29日の亡■の状況や処遇規則の定めを指摘するなどして、3月29日午後7時46分から間もない時点までに、東日本センターの職員に亡■を救急搬送しなかった注意義務違反（国賠法上の違法）がある旨主張する（原告第10準備書面・3ないし6ページ）。

しかしながら、以下において従前の被告準備書面における主張を補充し、ふえんするとおり、原告の上記主張には理由がない。

## 2 被告の反論

### （1）国賠法1条1項の「違法」の意義について

答弁書（23ページ）において述べたとおり、国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい（最高裁昭和60年1月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等）、公権力の行使に当たる公務員の行為が、たとえ個別の国民の権利又は利益を侵害することがあったとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項の適用上違法と

評価されるものではなく、当該公務員が損害賠償を求めている個々の国民との関係で、その権利又は利益を保護すべき個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該公務員がその職務上の法的義務に違反した場合、すなわち通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ）。

## (2) 関係法令の定め

本件において、原告は、「適当な措置」（処遇規則30条1項）として、救急搬送をすべき義務があった旨主張していることから、医療上の措置に関するものを含め、関係法令の定めについて、以下説明する。

ア 処遇規則30条1項は、入管法61条の7第6項の委任を受けて定められた被収容者の処遇内容に関する規定であり、被収容者の処遇一般に適用される原則を示す規定として、同法61条の7第1項がある。

すなわち、退去強制令書に基づく収容は、入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであるところ（入管法61条の7第1項）、そもそも、収容所等の保安上支障がある場合に、被収容者の自由に一定の合理的制限が加えられることはやむを得ないものである（坂中英徳ほか著「出入国管理及び難民認定法逐条解説【改訂第四版】」874ページ）。被収容者は、逃亡の防止等を目的としてその居住を収容所等内に限定されるものであって、その限度で身体的自由を制限されるのみならず、収容所等の規律及び秩序の維持のために必要かつ合理的な範囲において、それ以外の行為の自由にも一定の制限が加えられることを免れないのであり、このことは収容そのものが予定するところである（同ページ）。

そして、処遇内容を定めた入管法 61条の7第2項ないし第5項並びに第6項に基づいて定められた処遇規則の規定を見ても、処遇内容は、その趣旨に従ったものとなっている。すなわち、入管法 61条の7第2項は、気候や季節による寒暖、被収容者の健康状態等にも配慮しつつ、合理的、かつ、適切なものとしての寝具の貸与について規定するほか、被収容者の食生活に配慮し、かつ、栄養学的な観点から適正なエネルギーのものとしての糧食の給与について規定する。その上で、同3項は、糧食その他の支給等は適正でなければならないとして、適正な給養について規定するほか、衛生的な設備についても規定する。そして、同4項及び同5項は、収容という行政目的を達成し、収容所等の保安の維持や衛生を保持するために、被収容者への身体等の検査、所持品等の領置、通信の検査等について規定する。また、入管法 61条の7第6項に基づいて定められた処遇規則7条は、収容所等の安全と秩序を維持するなどの必要性に基づき、逃走、自損、他害、迷惑、器物損壊、凶器所持、職務執行妨害等を禁じるなどの被収容者の遵守事項について規定するほか、同14条1項は、入国警備官による保安上の事故の防止等について規定する。

イ そうすると、収容所等における医師等と被収容者との診療関係についてみても、通常の診療契約に基づくものとは異なり、収容の性質上、被収容者自らが外部の医師を選び、その診療を受けることが制限されていることから、被収容者については、公権力によりその行動や医療に関する患者の自己決定権がある程度制約されることはやむを得ず、望むとおりの医療行為が必ずしもなされるものではない。

入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）は、入管法 61条の7第1項の趣旨を踏まえ、被収容者の病状、医師の診察結果等の具体的な事情に応じて、「適当な措置」と認めた受診等を決定する。特に、外部診療については、被収容者を収容所等外へ移送すること

を伴う措置であるため、これを執るに当たっては、逃走の防止、その他の収容所等の保安を維持する観点からも、様々な事情を考慮する必要がある。

以上によれば、処遇規則30条1項に基づき「適当な措置」を講じるに当たっては、被収容者の素質、病状、医師等による診療結果、収容施設内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で、その当時における診療その他の医療に関する措置の必要性に照らして、いつ、いかなる内容の措置を執ることが適當と認められるかという裁量的判断を要する。

したがって、個々の被収容者の症状等に対し、いかなる医療に関する措置を講じるか等の判断については、収容所等の実情に通曉し、かつ、医学に精通し、当該被収容者の素質及び病状等を十分に把握している収容所等内の医師の補助を受けた所長等の専門的判断に基づく合理的裁量に委ねられているものと解するのが相当であり、所長等による傷病者への「適当な措置」(処遇規則30条1項)は、以上の趣旨において理解されるべきである。

このことは、処遇規則45条に基づき東日本センター所長が定めた処遇細則(甲19)における処遇内容が上記趣旨に従つたものとなっており、処遇細則34条が規定する診療が東日本センター所長の広範な管理下に置かれていることに照らしても明らかである。

ウ 以上のとおり、処遇規則30条1項の規定する「適当な措置」については、所長等の裁量が認められるところ、その判断に当たっては、当該被収容者の素質、病状等や医師等による診療結果はもとより、収容所等の保安、管理等の状況などを総合的に考慮することになる。

### (3) 被収容者の生活状況等

#### ア 生活状況について

被収容者は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、その属する国の風俗習慣によって行う生活様式を尊重される(処遇規則2条)。

そして、東日本センターにおいては、被収容者の日課について、処遇細則9条の基準によるところ、現在、1日に6時間30分、各居室が開放され、この間、被収容者は、ホールと同じくする居室を自由に往来でき、また、ホール内では卓球等の軽スポーツができるようになっており、洗濯室に設置された電気洗濯機及び同乾燥機を利用し洗濯を自由に行うことができる。各居室にはテレビが設置されており、被収容者は、午前7時から午後10時まで自由に衛星放送を含む放送局又はビデオチャンネルを選局して視聴できるほか、読書も居室等において自由にできる（以上につき、処遇規則24条、処遇細則30条）。入浴については、被収容者は、毎日、居室を開放している時間帯であれば、温水シャワーを自由に使用できる（処遇規則29条、処遇細則33条）。運動については、前述のとおり、ホール内において卓球等の軽スポーツができるほか、土・日曜日及び祝祭日を含む毎日1回、各人につき約50分の戸外運動の機会が与えられている（処遇規則28条、処遇細則32条）。

さらに、被収容者は、収容所等の居室内において朝及び夜に点呼の必要がある場合を除き、着座していなければならぬ等の規則はなく、横臥していることも自由である。被収容者が居室内でストレッチ体操などの運動をすることについても制限はなく、自ら軽い運動を行うことも自由にできる。所定の手続を経れば、被収容者は、菓子類・清涼飲料水等の飲食物を購入するなどして、居室に持ち込んで飲食することも可能であり（処遇規則35条、同36条、処遇細則39条ないし同41条），当然のことながら、被収容者相互間の会話も自由に行うことが許されている。

加えて、被収容者には、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、家族等との面会も許可されるほか（処遇規則34条、処遇細則36条ないし同38条）、収容所等の保安上支障があると認めるものを除き通信文の発受（処遇規則37条、処遇細則42条ないし同45条）等の権

利が認められているから、被収容者は、これらの権利を行使して、家族等と面会したり、電話、手紙等で連絡をとったりすることが可能である。

また、被収容者の衛生、医療についても、収容所等の清掃及び消毒が励行され、食器及び寝具等は充分清潔が保持されており（処遇規則29条、処遇細則33条）、必要な薬品が常備され、急病人の発生等の場合に応急の措置が行われるほか、り病又は負傷した被収容者に医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置が講じられる（処遇規則8条、同30条、処遇細則34条）〔答弁書・24及び25ページ参照〕。

以上のとおり、収容による制約は、可能な限り抑制され、被収容者の健康についても十分配慮されているところ、亡■が収容されていた当時においても、時間の長短などの多少の相違はあるものの、以上とほぼ同様の状況にあった。収容所等の職員は、このような処遇環境において、常に、被収容者同士のトラブルその他の保安上の支障が生じないかなどに留意し、下記イのとおり、問題が発生した場合には、これに必要な対応をするため備える必要がある。

#### イ 保安の状況について

収容所等の保安上支障がある場合とは、被収容者の身柄を平穏裡に確保する上で不可欠の収容所等内の規律及び秩序を害し、又は害するおそれのある場合をいう（前掲「出入国管理及び難民認定法逐条解説」873及び874ページ）。具体的には、収容所等内における放火、暴行、器物損壊、公務執行妨害、その他の犯罪行為はもとより、自損行為や職員の正当な職務執行に反抗する等の行為も収容所等内の規律及び秩序を害するものであり、また、外部の者と通謀して逃亡を企て、他の被収容者が収容所等内の平穏を損なう行為をすることを扇動する等の行為も、収容所等内の規律及び秩序を害し、又は害するおそれのある行為に当たり、外部の関係者が隠し手紙等により被収容者に対して逃亡、暴動、ハンスト等を教唆すること

も同様である（同874ページ）。

更にこの点をふえんすると、収容所等内では、処遇規則17条の2に基づく制止等の措置や処遇規則18条1項に基づく隔離の際に、有形力行使せざるを得ない場合があり、その具体例は、自損行為といった被収容者限りで発生する態様のもの、公務執行妨害といった被収容者と入国警備官の間で発生する態様のもの、他の被収容者への迷惑行為、口論、暴行といった被収容者同士の間で発生する態様のもの、器物損壊といった収容所等の施設に対して発生する態様のものなど、様々である。その上、その発生する時間帯も、早朝、午前、午後、深夜など、様々である。そして、このような事案が発生した場合、保安上の観点から、最低でも入国警備官2名での対応が求められ、事案の内容によっては、多数名での対応が必要となる場合もある。

これを亡■■■が収容されていた当時の東日本センターについてみると、平成26年1月から同年3月までの間に、処遇規則17条の2に基づいて入国警備官が被収容者に対して制止等の措置を執った件数は月平均3.3件、また、処遇規則18条1項に基づいて入国警備官が被収容者を隔離した件数も月平均3.3件であり、これらは合計で月平均約7件発生しているのであって、被収容者が遵守事項に違反するなどして入国警備官が有形力行使せざるを得ない事案は、少なくない頻度で発生していた（乙第25号証）。

上記のような事案を含め、東日本センターにおいては、被収容者が遵守事項に違反するなどして入国警備官が有形力行使せざるを得ない事案が、偶発的かつ少なくない頻度で、様々な態様・時間帯において発生していることから、東日本センター所長が、このような事案が発生する時機やその対応に当たる人員数等につき、事前に予測をすることは極めて困難である。

## ウ 救急搬送時の対応について

東日本センターにおいては、被収容者が早急に医師の診察を必要とする症状を訴える場合は、優先して庁内診療を受診させているほか、明らかな重篤症状が認められる場合は、庁内診療を経ることなく外部病院での診療を受診させていることに加え、緊急を要する場合は、救急車両の出動を要請し、緊急搬送（救急搬送）を行っている（答弁書・24及び25ページ）。

そして、救急搬送時の対応については、処遇担当統括ないし看守責任者が、被収容者のり病等により急を要し、東日本センター所長に報告するいとまがない場合に、救急隊への救急搬送の要請（119番通報）を行っている（処遇細則34条2項、同2条2項）。

救急搬送の要請後は、東日本センターへの救急隊の受入れ準備として、当該被収容者をストレッチャーに乗せて救急車両の待機場所近くまで搬送するほか、救急車両を東日本センター敷地内に誘導する。この場合、当該被収容者を乗せたストレッチャーの安全な移動及び救急車両の円滑な誘導のため、多数の人員が必要となる。

救急隊の到着後は、救急隊及びその使用するストレッチャー等を東日本センター施設内に誘導するほか、救急隊に必要事項を引き継ぐとともに、事後の対応に当たっては、護送のため救急車両に同乗する入国警備官を含め、複数の入国警備官で対応する必要がある。

当該被収容者の救急搬送後は、入国警備官が、医師の診療に立ち会い、逃走その他の事故の防止に当たるとともに、担当医師から所見を徴するなどするほか（処遇細則34条4項），当該被収容者が入院となった場合は、複数の入国警備官が引き続き逃走その他の事故の防止に当たる一方、入院とならなかつた場合は、当該被収容者及び対応に当たつた入国警備官が、東日本センターの車両を利用して、東日本センターまで帰庁することになる。この場合、上記対応に当たる入国警備官の帰庁時間については、搬送

先の病院までの距離、診察までの待ち時間、診療内容などによって異なってくるため、予測することが困難である。

上記対応においては、当該被収容者の体格、行状、病状等により入国警備官が増員されるほか、救急搬送する必要のある事案が複数同時に発生した場合も各事案ごとに同様に対応する必要があり、対応に当たる入国警備官を減員することは困難である。

(4) 「適当な措置」(処遇規則30条1項)に係る東日本センター所長の裁量権の行使に裁量の逸脱濫用はなく、同所長が亡■■を救急搬送すべき義務を負うことはないこと

本件においては、所長を含む東日本センターの職員に、亡■■の死亡結果についての具体的な予見可能性がなかったことは争いがない。そうすると、国賠法上の違法が認められるか否かについては、「適当な措置」(処遇規則30条1項)に係る東日本センター所長の裁量権行使に裁量の逸脱濫用があり、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情が認められるかが問題となるところ、以下に述べるとおり、東日本センター所長において救急搬送を要請しなかった裁量権行使に裁量の逸脱濫用は認められない。

ア 3月27日時点において、亡■■の容態が急変する具体的な可能性があったと認識することはできなかったこと

(ア) 診療室の医師は、3月27日午後1時29分から行われた診療において、亡■■から、ふらつきや脱力が何度もあり、足に力が入らない等の自覚症状を聞き取るとともに、亡■■の血圧測定や採血等を実施し、その結果として、意識清明ではあるが、採血の結果次第では外部病院の紹介が必要であると診断し、休養室において容態観察とする指示をした(甲2・287ページ)。

このような医師の診断や指示等からすれば、3月27日時点において、

亡■についてその後急変する具体的な可能性があったとは認められない。

(イ) この点、原医師意見書3においては、「本件■氏の場合、入所中の外国人の方が、大挙して状態がおかしいことを訴え」、「入管職員の方が、何らかの方法で医療者に相談するシステムがあれば、良かったと考えます。」(甲第45号証・4ページ)として、3月27日午前11時42分頃に多数の被収容者が亡ワンジを医師に診せるよう求めてAホールに停滞したという事情が、東日本センターの職員において救急搬送の必要性が認められる程度に緊急性があると認識できたことを基礎づけるものであったかのように述べられている。

しかしながら、前記(ア)で述べたとおり、亡■に対する診察は、「入所中の外国人の方が、大挙して状態がおかしいことを訴え」た後の午後1時29分から行われたものであって、その診察結果を踏まえて、容態観察との指示等がされたのであるから、「入所中の外国人の方が、大挙して状態がおかしいことを訴え」たとの事情が、3月29日における亡■の救急搬送の必要性を根拠づけるものでないことは明らかである。

したがって、上記事情を救急搬送の必要性を基礎づけるものであるかのように述べる原医師意見書3は合理性に乏しい。

(ウ) また、原告は、東日本センターの職員が、「その後の容態によっては、救急搬送等「適当な措置」を講ずべき注意義務を負っていました」(原告第10準備書面・4ページ)と主張するが、かかる主張は、注意義務の内容を具体的に特定しないものである上、3月27日時点において具体的な注意義務が認められないことを自認するものであって、失当であることが明らかである。

イ 3月29日午後6時6分から同日午後7時4分までの間の亡■の言

動は、容態の変化をうかがわせるものではなく、救急搬送の必要性を基礎づけるものではないこと

原告は、3月29日午後6時6分以降の亡■の言動に言及しつつ、「3月29日午後6時以降、■氏の容態は急変を見せます」（原告第10準備書面・4ページ）と主張する（原告第4準備書面における原告の主張も同旨）。

しかしながら、原告の主張において、同日午後6時6分における亡■の発声を「うめき声」とし、「要件あり」とのボードを示した行為を「振り回す」として、容態の変化があったことをうかがわせるかのように表現するのは（原告第10準備書面・5ページ）、亡■の死亡という結果から遡って事後的な評価を加えたものにすぎない。

裁量判断の基礎となる事情は、当時の状況に基づいて評価されなければならないところ、午後6時6分における亡■の発声が、亡■の死因として具体的に考えられる疾病（冠攣縮性狭心症ないし代謝性疾患）と関連するとの医学的知見があるとはいえない。また、亡■の呼出しに応じて臨場した職員が亡■を車いすに移乗させていること（甲28、乙10の6）からすれば、亡■は、車いすへの移乗を依頼するために職員を呼び出したと認めるべきであって、亡■が「要件あり」のボードを示したことも上記疾病と関連するとは認められない上、亡■からの呼出し自体は、3月29日当日にも複数回されていたのであるから（甲15・74及び75ページ）、呼出しがあったこと自体をもって、容態の変化があったことをうかがわせるということもできない。

そして、原告が、3月29日午後7時4分までに亡■の容態が変化したことを見たうかがわせるものとして主張する同人の様子は、上記午後6時6分のほかは、午後6時38分に自力で車いすを動かしていることのみであるから、原告の主張によつても、3月29日午後7時4分までの間の亡

██████の言動が、容態の変化をうかがわせるものでないことは明らかであり、救急搬送の必要性を基礎づけるものではない。

ウ 3月29日午後7時4分から午後7時46分から間もない時点までの亡██████の言動は、救急搬送の必要性を基礎づける事情ではないこと

(ア) 3月29日午後7時4分から午後7時46分までの間の亡██████の状況から、救急搬送の必要性があったと認められないことは、被告準備書面(2) (11ないし14ページ) のとおりである。

(イ) 加えて、同日午後7時11分頃の亡██████による「I'm dying」との発言についてみると、かかる発言は、職員が居室内にいない状態で発せられたものであるところ、亡██████が、午後7時16分頃に職員が入室した後には「I'm dying」との発言をやめたこと(甲28、乙10の6)からすれば、かかる発言は、職員を呼び出すためのものであったと認められる。

また、亡██████は、午後7時14分頃にベッドから落ちたものの、その後、午後7時46分から間もない時点までの間に、再びベッドから落ちるようなことはなく、同時点までの間、臨場した職員と意思疎通を図ることができており、意識障害等の症状も認められていない。

以上のとおり、3月29日午後7時11分頃の亡██████による「I'm dying」との発言は、職員を呼び出すためのものであったと認められるし、午後7時14分頃にベッドから落ちたことについても、その1回のみをもって意識障害等の症状があったと認められるものではないから、午後7時11分頃から職員が入室した同日午後7時16分頃までの容態を根拠として、亡██████に救急搬送の必要性があったと認めるることはできない。

(ウ) さらに、3月29日午後7時34分頃の亡██████による「I'm dying. My heartache」との発言についてみると、亡██████は、同発言により職員に

対して胸の痛みを訴えているものの、その時点以降午後7時46分から間もない時点までの間に亡■が胸の痛みを訴えたのは、同発言による1回だけであること、亡■は同日午前2時15分頃にも胸の痛みを訴えていたが、それは、水分を摂取すること等によってその24分後である午前2時39分頃には落ち着いていたこと(甲2・288ページ、甲14・71ページ)、からすれば、「I'm dying. My heartache」との発言がされた以降午後7時46分から間もない時点までの約12分間に救急搬送の必要性が生じたとは認められない。

(イ) なお、原告は、原告第10準備書面(5ページ)において3月29日午後7時59分以降の出来事に言及し、原告第4準備書面(14ないし16ページ)においても同日午後7時58分以降の出来事に言及するが、これらはいずれも原告の主張する国賠法上の違法行為(3月29日午後7時46分から間もない時点までに救急搬送をしなかった行為)の後に生じた出来事であるから、国賠法上の違法を根拠づける事実でないことは明らかである。

## エ 救急搬送の必要性があったとは認められない亡■について、東日本センター所長に救急搬送をする義務が生じることはないこと

(ア) 前記ウのとおり、3月29日午後7時46分から間もない時点までの間に亡■について救急搬送の必要性が生じていたとは認められないところ、東日本センターにおいては、前記(3)アのとおりの被収容者の生活状況を前提として、同(イ)のとおり、偶発的かつ少なくない頻度で、様々な態様・時間帯において保安上の事故が発生しており、その対応に当たる人員数等について事前に予測することは極めて困難であった。

加えて、事前の兆候なく、他の被収容者について救急搬送の必要性が生じる可能性があることは否定できないところ、そのような場合には、前記(3)ウのとおり、複数名での対応が必要となる。

(イ) 前記(2)で述べたとおり、「適当な措置」(処遇細則30条1項)については、所長等において、当該被収容者の素質、病状等や医師等による診療結果はもとより、収容所等の保安、管理等の状況などを総合的に考慮して判断すべきである。

そして、東日本センター所長は、亡■に救急搬送の必要性が認められないことを前提として、上記(ア)のとおり被収容者が収容所内の遵守事項に違反するなどして入国警備官が有形力行使せざるを得ない事案や他の被収容者について救急搬送の必要性が事前の兆候なく偶発的に生じる可能性が否定できないことを踏まえ、そのような場合には保安上の支障が発生し得ることや救急搬送を必要とする他の収容者の生命等に悪影響を与えることを考慮して、亡■を救急搬送をしなかったのであり、かかる判断について、裁量権の逸脱濫用は認められない。

(ウ) 以上のとおり、東日本センター所長の判断に裁量権の逸脱濫用はなく、同所長が亡ワンジを救急搬送すべき義務を負うことはない。

## (5) 結論

以上によれば、東日本センター所長が、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情は認められないから、国賠法上の違法は認められない。

**第2 亡■について、救命の高度の蓋然性があったとの原告の主張には理由がなく、「相当程度の可能性」を認めるに足りる救命可能性があったとも認められないこと**

### 1 原告の主張

原告は、①甲第43号証を引用した上で、「それ(引用者注:3月29日午後8時35分を指す。)以降になると可能性(引用者注:救命可能性を指す。)が低下する状態でした。これに対し、被告は、答弁書21頁において(中略)

と主張し」(原告第10準備書面・1ページ), 続けて、「被告が主張するように、**氏**が意識障害に陥ったのがより遅い時期だったのであれば、治療により救命可能だった時期、そのために救急搬送すべき時期もその分遅くなる」(同2ページ)と述べるほか、②「心疾患を考えるに至るまでには、早急に検査を行うことのできる施設であっても、1時間以上を要する」との東谷医師の意見(乙22)と原医師意見書3(甲45)を踏まえ、「検査を要する時間は60分前後と考えるのが合理的」(原告第10準備書面・2ページ)と述べて、亡ワンジについて救命の高度の蓋然性があつた旨主張する。

## 2 被告の反論

### (1) 原告の主張①について

原告は、前記1①のとおり、答弁書において甲第43号証に対する反論が述べられているかのように被告の主張を要約するが、平成30年5月11日付けの答弁書が陳述された当時、令和2年2月5日に作成された甲第43号証が提出されていないことは明らかであるから、前記1①の原告の主張は被告の主張を正解しないものであり、失当であることは明らかである。

また、亡**氏**が意識障害に陥った時期について言及する前記1①の原告の主張の趣旨は判然としないが、かかる主張が、現時点において国賠法上の違法行為であると原告が主張する行為、すなわち「3月29日午後7時46分から間もない時点までに救急搬送をしなかった行為」とは異なる行為を国賠法上の違法行為として主張する趣旨なのであれば、当該国賠法上の違法行為を明確に主張されたい。

### (2) 原告の主張②について

ア 原告は、前記1②のとおり、「検査を要する時間は60分前後と考えるのが合理的」とする主張の根拠として、東谷医師の意見(乙22)を引用するが、かかる主張は、東谷医師の意見を正解しないものである。

すなわち、東谷医師は、「まず、(中略)虚血性心疾患、(中略)肺塞栓

症、急性大動脈解離といった緊急性の高い疾患を疑い、その後、肺炎、気胸、その他の心疾患等を考える」、「これら（引用者注：肺塞栓症と急性大動脈解離のこと）の診断をするには、早急に検査を行うことのできる施設であっても、病院に着いてから1時間程度を要し、そのような施設でなければ、より長い時間がかかる」、「したがって、心疾患等を考えるに至るまでには、早急に検査を行うことのできる施設であっても1時間以上を要する」（同号証・4ページ）として、緊急性の高い疾患の一部（肺塞栓症と急性大動脈解離）について施設の設備によっては診断に1時間以上を要し、さらに、これらの疾患の可能性が排除された場合であっても、他の心疾患について診断をする必要がある旨明確に述べているのであって、検査に要する時間が60分前後であるとする原告の主張を何ら根拠づけるものではない。

そして、原医師意見書3の述べる60分以内という検査の所要時間は、東谷医師が上記のとおり述べる鑑別診断の過程に言及していない点で、根拠の不十分なものといわざるを得ない。

したがって、検査に要する時間が60分前後であるとの前記1②の原告の主張には理由がない。

イ 加えて、被告は、被告準備書面(5)（7ページ）において、原医師意見書3で「医療機関にもよりますが施設内で検査が行えれば」と述べられていることに関し、亡■が救急搬送される可能性のあった施設において原医師のいう「検査」を行うことができた事実（救命可能性を根拠づける重要な事実として原告が主張立証責任を負う事実）につき原告は何ら具体的に主張立証しないと指摘したが、原告は、かかる事実について、調査が不可能である等の事情もうかがわれないので、現時点においても具体的な主張立証をしない。

したがって、少なくとも、亡■が救急搬送される可能性のある施設

においては、原告の主張する、到着後 60 分前後で亡■の病因を検査することができたとの事実は認められない。

ウ 以上のとおり、検査に要する時間が 60 分前後であるとの前記 1 ②の原告の主張には理由がなく、結局のところ、原告の主張する亡■に係る救命可能性は、抽象的なものにとどまるというべきである。

(3) 「相当程度の可能性」の侵害を認めるに足りる事情はないこと（主張の補充）

ア 本件において、仮に国賠法上違法であると認められたとしても、そのことは「相当程度の可能性」の侵害があったことを推認させる事情とはならない。

すなわち、医療行為については、「医療水準は、社会的に一定の評価がされる程度に有効性があると考えられる医療の基準と考えられるから、実際の訴訟においては、通常は、医療水準を下回る診療がされた場合には、「可能性」の侵害が事実上推認され」るといえる（杉原則彦・最高裁判所調査官解説民事篇平成 12 年度（下）・868 ページ）。他方、本件のように、医療行為以外の行為であり、前記のとおり行政機関等の裁量的判断をする行為について、上記のような事実上の推認がされることはない。

イ また、令和 3 年 2 月 26 日の口頭弁論期日において裁判長が述べられたように、原告が「相当程度の可能性」の侵害があったことの根拠として提出する原医師意見書 3（甲 45）は簡潔な内容にとどまるのであるから（なお、原告は、令和 3 年 5 月 7 日付けの「ご連絡」と題する書面において、原医師の証人尋問で、原医師意見書 3 以上に具体的な内容を尋問することはない旨述べている。），そのような原医師の意見書を根拠として、亡ワシについて「相当程度の可能性」の侵害があったと認めることができないことは明らかである。

### 第3 慰謝料の算定に当たって被害者の母国の経済的水準を考慮することが誤りである等の原告の主張に理由がないこと

#### 1 原告の主張

原告は、原告第11準備書面において、①慰謝料額の算定に当たって被害者の母国における経済的水準を考慮することは、慰謝料の本質からみて誤りである旨（2ないし6ページ）、②裁判例等を引用した上で、実務上は経済的水準を考慮して慰謝料額を極端に低廉にするということはされていない旨（6ないし9ページ）、及び③自由権規約7条等の条約に違反する旨（9及び10ページ）主張する。

#### 2 被告の反論

##### (1) 原告の主張①及び③について

しかしながら、被告準備書面(5)（14ページ）で述べたとおり、慰謝料の算定に当たっては、慰謝料が費消されるであろう国の賃金水準、物価水準、生活水準等の経済的事情の相違が考慮されるべきであり（川神裕・最高裁判所調査官解説民事篇平成9年度（上）・71ページも同旨）、かかる解釈が自由権規約7条等の原告の主張する条約に違反しないことは明らかであるから、前記①及び③の原告の主張には理由がない。

##### (2) 原告の主張②について

ア　原告の引用する裁判例等は、いずれも本件と事案を異にするものであり、  
本件に適切でないこと

また、原告は、原告第11準備書面別表の裁判例等を引用するが、これらの裁判例等は、以下のとおり、いずれも本件と事案を異にするものであり、本件に適切でない（以下、同別表記載の裁判例を、その付番に合わせて「別表①の裁判例」などというが、付番のないものについてはこの限りではない。）。

(ア) 前記(1)のとおり、慰謝料の算定に当たっては、慰謝料が費消される

国がいずれであるかが考慮要素となるところ、別表③、④、⑦、⑧、⑩及び⑯の裁判例は、被害当時適法に本邦に在留していた事案であり、別表⑨、⑪及び⑫の裁判例は、被害者が不法滞在をしていたものの、退去強制令書の発付を受けて収容されるなどしていた事案ではないから、上記各裁判例における被害者は、本邦においても一定程度は慰謝料を費消することが具体的に想定されたと考え得る事案である。

他方、亡■について、答弁書（14ないし16ページ）で述べたとおり、上陸条件不適合認定がされ、これに対する異議の申出を放棄したため本邦からの退去を命ぜられたにもかかわらず、出国便として指定された航空機に搭乗せず出国をしなかった上、本件難民不認定処分がされ、本件在特不許可処分がされるとともに、退去強制令書が発付されたものであって、上記各裁判例の事案における被害者とは異なり、本邦において慰謝料を費消することが具体的に想定されたとはいえないでのあるから、上記各裁判例と本件を比較することはできない。

(イ) また、別表⑤及び⑪の裁判例等は、労働災害の事案であり、当該事案における使用者は、被害者が不法滞在であることを知りながら雇用していたものである。

このような事情については、「慰謝料には、実際には加害者に対する制裁的機能があることも完全には否定できないところ、特に被害者の不法滞在を知りながら使用していた使用者については、これを慰謝料算定に当たり考慮することも可能であろう」と指摘されるとおり（前掲川神・71ページ）、慰謝料の減額を妨げる事由となると解されるのであるから、このような事情のある上記各裁判例等とそうではない本件を比較することはできない。

(ウ) さらに、別表①、②、⑪、⑯及び⑰の裁判例並びに東京高裁平成9年6月10日判決（判タ962号213ページ）は、加害者側から慰謝料

の算定に当たって慰謝料が費消されるであろう国の経済的事情の相違を考慮すべきである旨の主張がされたとは認められず、判決においてもかかる点の判断はされていない事案である。

慰謝料の算定は、法的評価を含むものの、実務上、その減額を基礎づける要素の主張がされていない場合にまで裁判所がその要素を取り上げて判断をすることは基本的ないのであるから、上記各裁判例は、被告がかかる主張をしている本件と事案が異なることが明らかである。

(イ) そして、別表④及び⑯の裁判例並びに東京地裁平成19年9月20日(判タ1286号194ページ)は、日本において婚姻生活を送っていたこと等を重視して離婚慰謝料を定めた事案(別表④の裁判例)、あるいは加害者に殺人罪が成立するなど甚だしく悪質な犯罪行為が行われた事案(その余の裁判例)であるから、本件と事案が異なることは明らかである。

イ 本件と類似の事案においては、慰謝料額は大幅に減額されていること  
前記ア(ア)のとおり、亡■については、本件難民不認定処分がされた後、本件在特不許可処分がされるとともに、退去強制令書が発付されていたところ、類似の事案である東京地裁平成26年3月19日判決(判タ1420号246ページ)は、退去強制令書が執行された際の制圧行為と死亡との因果関係を認めた上で、その母国であるガーナと本邦との経済事情の相違も踏まえ、死亡慰謝料を500万円と認定したものであり、一般的な慰謝料額から大幅に減額をした(控訴審である東京高裁平成28年1月18日判決(判例秘書搭載)は、国賠法上の責任は認められないとして、第一審被告の敗訴部分を取り消し、第一審原告らの請求を棄却した。)。

なお、上記類似事案における慰謝料発生時(死亡時)は平成22年であるところ、同年における日本人の一般的な慰謝料額は、一家の支柱並びに母親及び配偶者ではない者については、2000万円から2200万円で

ある（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（上巻（基準編）・2010（平成22年）版）」・121ページ）。また、同文献においては、長期の滞在が見込まれない外国人の事案として、本件や上記類似事案と異なり，在留期間経過後に現実に就労（不法就労）していた場合であっても、フィリピン人やペル一人についてその死亡慰謝料額を1000万円と算定した例が挙げられている（同・294及び295ページ）。

#### ウ 小括

以上のとおり、原告らの引用する裁判例はいずれも本件に適切でない上、本件と類似の事案においては、被害者の母国の経済的水準を考慮して慰謝料額が大幅に減額されていることにも照らせば、前記1②の原告の主張に理由がないことは明らかである。

#### (3) 仮に亡ワンジに係る「相当程度の可能性」の侵害が認められたとしても、その損害額は寡少なものと認定すべきであること

以上のとおり、前記1の原告の主張にはいずれも理由がないが、付言するに、類似事案である前掲東京地裁平成26年3月19日判決や上記各裁判例等は、国賠法上の違法行為と死亡との間の因果関係、すなわち救命の高度の蓋然性が認められた事案である。

そうすると、本件において仮に亡\_\_\_\_\_に係る「相当程度の可能性」の侵害が認められたとしても、その損害額については、生命に対する侵害が認められた上記東京地裁平成26年3月19日判決の事案と比べて少額となることは明らかである。そして、前記第2の2(3)イで述べたとおり、原告が「相当程度の可能性」の侵害があったことの根拠として提出する原医師意見書3（甲45）は簡潔な内容にとどまるのであるから、仮に「相当程度の可能性」の侵害が認められたとしても、その程度は極めて小さいものというべきである。

したがって、仮に国賠法上の違法及び「相当程度の可能性」の侵害があつたとして損害賠償が認められるとしても、その損害額は寡少なものと認定すべきである。

以 上